

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成27年4月9日(2015.4.9)

【公開番号】特開2013-188922(P2013-188922A)

【公開日】平成25年9月26日(2013.9.26)

【年通号数】公開・登録公報2013-052

【出願番号】特願2012-55982(P2012-55982)

【国際特許分類】

B 4 3 K 24/12 (2006.01)

B 4 3 K 25/02 (2006.01)

【F I】

B 4 3 K 24/12

B 4 3 K 25/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月23日(2015.2.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

軸筒内に筆記体をコイルスプリングにより軸筒後端方向に付勢して配設し、前記軸筒に設けたクリップ装着部に、クリップを装着するとともに、該クリップ又は操作体を操作することにより、前記筆記体の筆記部を出没可能な出没式筆記具において、前記軸筒の後端部に、頭冠をネジ嵌合によって着脱自在に装着し、前記頭冠に、前記筆記体の筆跡を変色又は消色するゴム状弾性を有する弾性部を外面に露出して設け、前記クリップ装着部の後端に、前記頭冠の装着によって閉鎖する開口部を設け、前記頭冠を取り外すことで、前記開口部を介して、前記クリップ装着部にクリップを着脱自在に装着するとともに、前記頭冠が、前記軸筒側に位置する後端面と、頭冠の先端側から後端面側に向かって延びる側壁とを具備し、前記頭冠の側壁の外面に、長手方向に延びる凹溝を、周方向の異なる位置に複数個設け、前記頭冠の後端部に、前記凹溝及び前記頭冠の後端面に連通する貫通孔又は凹部を設けたことを特徴とする出没式筆記具。

【請求項2】

前記軸筒の後部に、後方に向かって突出する突部を設け、前記軸筒と頭冠のネジ嵌合終了時に、前記頭冠の後端部に設けた貫通孔又は凹部と前記突部とが凹凸嵌合することを特徴とする請求項1に記載の出没式筆記具。

【請求項3】

前記クリップの後端部と弾性部との接線が、前記弾性部を下向き、且つ前記軸筒の軸線を紙面に対し垂直上としたとき、45度以上であることを特徴とする請求項1または2に記載の出没式筆記具。

【請求項4】

前記出没式筆記具が、前記軸筒内に複数の筆記体をコイルスプリングにより軸筒後端方向に付勢して配設し、前記クリップ又は操作体を操作することにより、前記筆記体の筆記部を選択的に出没可能な多芯の出没式筆記具であって、前記頭冠の後端部に設けた貫通孔又は凹部が、前記筆記体と同数であることを特徴とする請求項1ないし3の何れか1項に記載の出没式筆記具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、前記クリップの後端部と弾性部との接線が、前記弾性部を下向き、且つ前記軸筒の軸線を紙面に対し垂直上としたとき、45度以上であることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

本願発明の第3の構成によれば、前記クリップの後端部と弾性部との接線が、前記弾性部を下向き、且つ前記軸筒の軸線を紙面に対し垂直状としたとき、45度以上、好ましくは50度以上、90度以下とすることで、ユーザーが弾性部を使用するときに、紙面とクリップとの接触を気にせずに使用することができる。